# 薄い血税意識 国も調査せよ

## 公務員給与の「第2口座」って!?

リストラや倒産の波が吹き荒れる中、それらと無縁な公務員の給与支給に〝血税〟で便宜が図られている―。こんな腹立たしい事態が東京都職員や、多くの国家公務員の間で慣習化してきた。振り込みを拒んで人件費が掛かる手渡しにこだわったり、振り込みにすれば受取口座を2口、3口と指定したり…。お役人って、どこまで血税意識が乏しいのか。

（上田千秋、関口克己）

都議会予算委員会でじっと腕を組む石原慎太郎知事。納税者の期待に応えて第2口座禁止を明言する？＝昨年3月、都庁で

「民間企業がこれだけ頑張っている時に、こんなこと許されますか？」。「行革110番」の代表で、行政の無駄遣いを指摘している後藤雄一都議。東京都世田谷区の事務所で、こう語気を強めた。

後藤氏は昨年十二月、都に第二口座に関して情報公開請求。八万五千七百四十の第二口座で、一件につき三千円の振込手数料が払われていることを突き止めた。

### 振込先複数「小遣い口座」も

「ちりも積もれば大きい。振込口座ほどうっもいらない」と話す後藤雄一都議＝23日、東京都世田谷区で

第二口座とは、通常給料などが振り込まれる口座とは別に設けられた口座のこと。都の指定金融機関であるみずほ銀行の口座への振り込みは無料だが、他の金融機関の口座だと有料になる。都職員は、毎月の給料と、年の支給で十回の振り込みが掛かり、年間でおよそ四千万円（消費税込み）の税金が使われている計算だ。

「職員から第二口座っていうのがあって、小遣い口座って呼ばれている」と、外務省と防衛省を除く各省や内閣官房などは口座を二つまで認めている。ただし、第二口座の総数については「調査にも大変作業を要することなどから、お答えすることは困難」として回答を拒否した。

田中氏は一振込口座数をいくつにできるかなんて、誰が決めたのか。役人の恣意的な裁量で愛人への送金など要に知られたくない振り込みも認めるかのような制度になっているのではないか。事実上、税金を使って振り込む以上、口座は一つにするのが社会通念として、現金支給の無駄は大当然だ」と憤る。

つい最近まで、国家公務員では給与の現金支給が長年続いてきた。組合費を天引きしやすいようにするというのもそれを支えた理由の一つだった。現金支給では現金の袋詰めなど膨大な事務作業とそれに伴う人件費が余計に掛かる。

二〇〇四年一月時点で八割程度の国家公務員にしか口座振り込みが行われてなく、政府は現金支給による無駄な経費は年間一億四千万円に上ると試算した。

このため、政府は同年二月、山間へ赴任などで勤務する職員を除き、全額振り込み化を原則一〇〇%とする目標を設定。〇五年度末には四十の府省庁全体で99・9%の実施率となった。これによって、現金支給の無駄は大幅に減ったが、振込口座を複数認めることにある新たな無駄遣いが発生しかねない皮肉な事態を招いた。

政府答弁書は第二口座への手数料支出額についても「調査に膨大な作業を要する」として担否。人事院も「振り込み手数料が掛かるということは、正直言って勉強してきておらず、今回の質問主意書で勉強した次第で…」と心もとない。

田中氏は「問題は金額の多寡ではない」として、政府をこう戒める。

「大事なのは、税金を無駄にしてはいけないという意識。『調べようがない』という木で鼻をくくったような政府の姿勢は、いかに役所が国民から離れた存在であるかを浮き彫りにしている」

地方自治体は、税金の収納や、職員の給料を含む支払い事務などを取り扱う「指定金融機関」の契約を特定の金融機関と結ぶ。指定機関になると多額の預金を確保できる上、社会的信用が増すなど金融機関側にもメリットが大きい。その代わりに、他の金融機関への振込手数料を無料かつ数十円程度に抑えているのが一般的だ。

みずほ銀行も、従来は他の金融機関への振込手数料を無料にしていたが、二〇〇五年度から一件三千円に変更した。都公金管理課の担当者は「銀行の経営も厳しく、ただというのもおかしいので交渉で三千円になった」と説明する。

後藤氏は「都の職員に聞いても『第二口座なんか必要ない。一つあれば十分です』って言う。第一口座の手数料はしょうがないにしても、第二口座は職員の都合。手数料が無料だった時代はともかく、口座を二つにする必要は無い。第二口座の手数料は職員の負担にすべきだ」と訴える。

## 「必要なら職員の自己負担に」

## 都 手数料 年4000万円ムダ

国家公務員の給与振込手数料　職員の個人口座への振り込みは、国庫事務を担う日銀が行い、振込手数料は日銀が負担。これにより日銀の国庫納付金が減るため、振込手数料は広義で税金といえる。

後藤氏は都に情報公開請求する一方、行革110番にも手数料を要求するケースが増えてくるはず。昔から他の地方自治体の実情を調べた。その結果、都道府県で振込先口座を一つにしているのは四県。十都県が第二口座、三十二道府県が第三口座、愛媛県は第四口座まで認めていた。ただ、四十五府県は指定機関との契約で手数料は掛からず、手数料が発生しているのは都のほかは北海道だけだった。

「都内では手数料が掛かっている市区町村が多く、全国を調べればそれだけの税金が無駄に使われているか分からない。

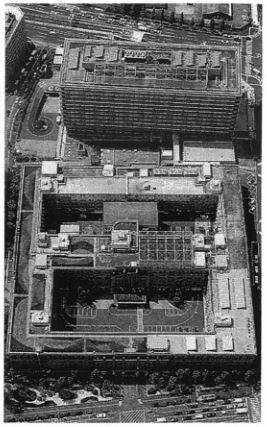

❷国家公務員の給与振り込みでも多くの無駄が指摘される。写真は財務省（手前）＝本社ヘリ「おおづる」から。❸かつては公務員に手渡しでボーナスが支給されたため、札を数える女子銀行員の光景はおなじみだった＝1983年12月、東京都港区虎ノ門で

のは国家公務員でも同様だ。政府は職員一人当たりの振込口座数について統一的な基準を設けていない。田中康夫参院議員の質問主意書に対し、麻生太郎首相が二十日に出した政府答弁書による

国も都も、これから金融機関の経営がさらに厳しくなれば、0番のスタッフと二人でも増えてくるはず。昔から調べた。その結果、都道府県の慣習で何となく続いているのだろうが、ここでやめさせないと」と後藤氏。

後藤氏は二十六日の都議会本会議で、第二口座に関して質問する。「まずは石原慎太郎知事がこのことを知っていたか、そして今後どうするのかを問いたい。こんな簡単な話をやめないというのなら、監査請求や訴訟を進めていく」

第二口座を認めている

### ディスク/メモ

そもそも都職員がなぜ口座を複数設けたいのか理解に苦しむ。自腹ならまだしも、税金を平気で使って「お小遣い口座」が手数料が有料化したのを知らなかったというのか。くいう記者も経費節減のため、会社の指定する銀行（手数料無料）に口座を開いたばかりなのだった。（穂）